

上越市サテライトオフィス等リフォーム等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内におけるサテライトオフィス等の進出促進を図るため、サテライトオフィス等の開設に当たって、リフォーム等に要する経費について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス 市内に事業所を有していない市外の事業者が情報通信技術の活用により本拠の事務所から離れた場所として、新たに市内で開設する事業所をいう。
- (2) サテライトオフィス等 サテライトオフィス及び次に掲げる場合に開設する事業所をいう。

ア 市外に本拠の事業所を有する事業者のうち、市内に事業所を有していないものが、市内に本拠の事業所を移転する場合

イ 市外に住所を有する人が、市内で新たに事業を起業し、又は創業する場合

- (1) リフォーム等 事業所の用途に供する建築物の建築及び購入並びに建築物の改築及び改装（備品に関連するものを除く。）をいう。
- (2) 従業員 常用雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（1週間の所定労働時間が30時間未満の事業者を除く。）をいう。）として事業者には雇用されている人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 開設するサテライトオフィス等で行う事業が、次に掲げる日本標準産業分類のいずれかに該当する事業又は市長が特に必要と認める事業であること。

ア 通信業

イ 情報サービス業

ウ インターネット付随サービス業

エ 映像情報制作・配給業

オ デザイン業

カ 広告業（インターネット広告業に限る。）

キ 通信販売・訪問販売小売業（インターネット販売小売業に限る。）

ク コールセンター業

(2) 開設するサテライトオフィス等内に常時勤務者（代表者、役員又は従業員をいう。ただし、本市に住所を有する人に限る。）が1人以上いること。

(3) 第2条第2号イの規定に該当する場合にあっては、サテライトオフィス等を開設する人が次のいずれかに該当すること。

ア サテライトオフィス等を開設する際に市内へ転入すること。

イ 規則第2条の規定による補助金の申請を行う日時点において、市内へ転入した日から起算して1年以内であること。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 次に掲げる事業を行わないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業

イ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

(6) サテライトオフィス等の開設に必要なリフォーム等に要する経費に関し、市、国、県その他の機関から補助金等の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が開設するサテライトオフィス等に係るリフォーム等に係る経費（設計費を含む。）とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、200万円を限度とする。

（補助金の交付回数）

第6条 補助金の交付は、一の補助対象者につき1回を限度とする。

（交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、次に掲げる書類を添えて上越市サテライトオフィス等リフォーム等補助金交付申請書（第1号様式）により申請を行わなければならない。

(1) サテライトオフィス等の開設に係る事業計画書（第2号様式）

(2) サテライトオフィス等の位置図、配置図及び平面図

(3) 第3条第2号に規定する常時勤務者に係る住民票の写し

(4) 第3条第3号の規定に該当する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

める書類

ア 第3条第3号アの規定に該当する場合 誓約書（第3号様式）

イ 第3条第3号イの規定に該当する場合 住民票の写し

- (5) 法人の場合にあつては登記事項証明書及び定款又は規約
- (6) 法人の場合にあつては申請の日における直近の決算書の写し
- (7) 建築又は購入に係る予定価格が分かる書類（サテライトオフィス等を建築し、又は購入する場合に限る。）
- (8) リフォーム等前の写真（サテライトオフィス等をリフォーム等する場合に限る。）
- (9) リフォーム等に係る見積書の写し（サテライトオフィス等をリフォーム等する場合に限る。）
- (10) 購入物件の登記事項証明書（購入したサテライトオフィス等をリフォーム等する場合に限る。）
- (11) 賃貸借契約書の写し（賃貸したサテライトオフィス等をリフォーム等する場合に限る。）
- (12) 納税状況調査承諾書（第4号様式）

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市サテライトオフィス等リフォーム等補助金交付申請^{決定}通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第8条 規則第4条の規定により付する補助金の交付条件は、補助金の交付決定を受けた日から起算して3年を経過する日までの間、サテライトオフィス等を閉鎖し、又はサテライトオフィス等において実施する事業を著しく縮小し、休止し若しくは廃止しないこととする。

（実績報告等）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した上越市サテライトオフィス等リフォーム等補助事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

- (1) リフォーム等後の写真
- (2) 経費執行状況表（第7号様式）
- (3) 補助対象経費の明細を記載した請求書の写し、契約書の写し及び領収書の写し
- (4) 改装したサテライトオフィス等が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定により確認済証の交付を受けなければならない建築等に該当する場合にあつ

ては確認済証の写し、その他の場合にあつては同法第15条第1項に規定する建築工事届で経由印が押印されたものの写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の上越市サテライトオフィス等リフォーム等補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第6号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第6号様式に相当する様式として使用することができる。